

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

令和8年4月20日に発生した岩手県三陸沖を震源とする地震に関する住民調査

2 調査の目的

我が国では、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の国難級の災害が切迫している状況にある。こうした中、「防災立国の推進に向けた基本方針」（令和7年12月26日閣議決定）では、「これまでの災害の課題や教訓を整理・集約・蓄積するとともに、過去の災害を踏まえた課題や原因の評価・検証等を行い、次の災害への対策、中長期的な将来への備えにつなげるための調査・分析の取組を推進する」こととされている。

令和8年4月20日に発生した岩手県三陸沖を震源とする地震及び津波の発生並びに4月20日の「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表を背景として「北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域」（別紙1）に指定されている市町村に居住していた住民を対象に、津波からの避難実態並びに「北海道・三陸沖後発地震注意情報」に対する住民の意識等の調査・分析を行い、対策検討の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（全国 その他）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県のうち、「北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域」（別紙1）に指定されており、かつ太平洋沿岸に位置する市町村

（2）属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

令和8年4月20日時点で各市町村に居住していた住民

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約3,800人（母集団の大きさ：約840万人）

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

民間事業者が保有・管理する登録モニターの中から、調査対象の範囲に示した住民を対象に、北海道・青森県・岩手県で約1000人ずつ、その他の県でそれぞれ約200人ずつ、合計約3,800人を選定する。

※有効回答数が3,800人に達するまで調査を継続する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項（意識等に関する事項も含まれる。詳細は添付「調査事項及び集計事項一覧」を参照。）

以下のとおり、報告者の居住道県に応じて報告を求める事項を設定する。

【北海道、青森県、岩手県の3道県に居住していた報告者】

1. 津波警報発表時の所在および浸水想定区域該当性の確認
2. 津波警報と避難指示について※
3. 避難行動について※
4. 今回の津波警報について※
5. 防災対策について

※ 調査事項2、3、4については、令和8年4月20日16時55分の津波警報発表時に自宅のある市町村におり、かつ、ハザードマップ上の津波浸水想定区域内にいた者にのみ報告を求める。

【宮城県、福島県、茨城県、千葉県に居住していた報告者】

5. 防災対策について

[集計しない事項の有無] 無 有

調査事項「1. 津波警報発表時の所在および浸水想定区域該当性の確認」については、調査事項「2. 津波警報と避難指示について」、「3. 避難行動について」、「4. 今回の津波警報について」の回答を求めるか否かの条件確認にのみ用いるため、集計は行わない。

- (2) 基準となる期日又は期間

令和8年4月20日現在

ただし、「防災対策について」の一部設問については、調査票記入日現在

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査系統

内閣府 — 民間事業者 — 報告者

- (2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

- ・内閣府から調査業務を委託された民間事業者が、セキュリティを確保したオンラインによる回答システムを構築の上、自身が保有・管理する登録モニターのうち、報告者に該当する者に対してシステム上及びメールで調査依頼を行う。
- ・報告者は、当該システムにアクセスの上、回答する。
- ・民間事業者は、督促及び疑義照会も行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和8年5月中旬～5月下旬

8 集計事項

添付「調査事項及び集計事項一覧」を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

令和8年5月末までに公表予定

10 使用する統計基準等

使用する→ 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査は、個人を対象を限定した調査であり、調査対象の範囲の決定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

内閣府 政策統括官 (防災担当) 付 広域避難・計画推進室長

北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域一覧

<p>北海道 (63 市町村)</p>	<p>足寄町、<u>厚岸町</u>、<u>厚真町</u>、<u>網走市</u>、池田町、<u>浦河町</u>、<u>浦幌町</u>、枝幸町、<u>えりも町</u>、雄武町、<u>長万部町</u>、音更町、帯広市、上士幌町、木古内町、<u>釧路市</u>、<u>釧路町</u>、<u>様似町</u>、更別村、鹿追町、鹿部町、標茶町、<u>標津町</u>、<u>士幌町</u>、<u>清水町</u>、<u>白老町</u>、<u>白糠町</u>、<u>知内町</u>、<u>新得町</u>、<u>新ひだか町</u>、<u>壮瞥町</u>、<u>大樹町</u>、伊達市、鶴居村、弟子屈町、<u>洞爺湖町</u>、<u>苫小牧市</u>、<u>豊浦町</u>、<u>豊頃町</u>、中札内村、中標津町、七飯町、<u>新冠町</u>、<u>根室市</u>、<u>登別市</u>、<u>函館市</u>、<u>浜中町</u>、<u>日高町</u>、平取町、<u>広尾町</u>、<u>福島町</u>、<u>別海町</u>、<u>北斗市</u>、<u>本別町</u>、<u>幕別町</u>、<u>松前町</u>、<u>むかわ町</u>、<u>室蘭市</u>、<u>芽室町</u>、<u>森町</u>、<u>八雲町</u>、<u>羅臼町</u>、<u>陸別町</u></p>
<p>青森県 (28 市町村)</p>	<p>青森市、<u>鱒ヶ沢町</u>、<u>今別町</u>、<u>おいらせ町</u>、<u>大間町</u>、<u>風間浦村</u>、<u>五所川原市</u>、<u>五戸町</u>、<u>佐井村</u>、<u>七戸町</u>、<u>外ヶ浜町</u>、<u>つがる市</u>、<u>東北町</u>、<u>十和田市</u>、<u>中泊町</u>、<u>南部町</u>、<u>野辺地町</u>、<u>階上町</u>、<u>八戸市</u>、<u>東通村</u>、<u>平内町</u>、<u>深浦町</u>、<u>三沢市</u>、<u>むつ市</u>、<u>横浜町</u>、<u>蓬田村</u>、<u>六戸町</u>、<u>六ヶ所村</u></p>
<p>岩手県 (23 市町村)</p>	<p>一関市、<u>岩泉町</u>、<u>奥州市</u>、<u>大槌町</u>、<u>大船渡市</u>、<u>金ヶ崎町</u>、<u>釜石市</u>、<u>北上市</u>、<u>久慈市</u>、<u>紫波町</u>、<u>住田町</u>、<u>田野畑村</u>、<u>遠野市</u>、<u>野田村</u>、<u>花巻市</u>、<u>平泉町</u>、<u>洋野町</u>、<u>普代村</u>、<u>宮古市</u>、<u>盛岡市</u>、<u>矢巾町</u>、<u>山田町</u>、<u>陸前高田市</u></p>
<p>宮城県 (全域 35 市町村)</p>	<p><u>石巻市</u>、<u>岩沼市</u>、<u>大河原町</u>、<u>大崎市</u>、<u>大郷町</u>、<u>大衡村</u>、<u>女川町</u>、<u>角田市</u>、<u>加美町</u>、<u>川崎町</u>、<u>栗原市</u>、<u>気仙沼市</u>、<u>蔵王町</u>、<u>塩竈市</u>、<u>色麻町</u>、<u>七ヶ宿町</u>、<u>七ヶ浜町</u>、<u>柴田町</u>、<u>白石市</u>、<u>仙台市</u>、<u>大和町</u>、<u>多賀城市</u>、<u>富谷市</u>、<u>登米市</u>、<u>名取市</u>、<u>東松島市</u>、<u>松島町</u>、<u>丸森町</u>、<u>美里町</u>、<u>南三陸町</u>、<u>村田町</u>、<u>山元町</u>、<u>利府町</u>、<u>涌谷町</u>、<u>亘理町</u></p>
<p>福島県 (10 市町村)</p>	<p><u>いわき市</u>、<u>大熊町</u>、<u>新地町</u>、<u>相馬市</u>、<u>富岡町</u>、<u>浪江町</u>、<u>楢葉町</u>、<u>広野町</u>、<u>双葉町</u>、<u>南相馬市</u></p>
<p>茨城県 (9 市町村)</p>	<p><u>大洗町</u>、<u>鹿嶋市</u>、<u>神栖市</u>、<u>北茨城市</u>、<u>高萩市</u>、<u>東海村</u>、<u>日立市</u>、<u>ひたちなか市</u>、<u>鉾田市</u></p>
<p>千葉県 (14 市町村)</p>	<p><u>旭市</u>、<u>いすみ市</u>、<u>一宮町</u>、<u>大網白里市</u>、<u>御宿町</u>、<u>勝浦市</u>、<u>九十九里町</u>、<u>山武市</u>、<u>白子町</u>、<u>匝瑳市</u>、<u>館山市</u>、<u>銚子市</u>、<u>長生村</u>、<u>横芝光町</u></p>

※赤字は避難指示を発令した市町村、下線は太平洋沿岸に位置する市町村

令和8年4月20日に発生した岩手県三陸沖を震源とする地震に関する住民調査 調査事項及び集計事項一覧

No.	該当する設問番号	集計項目内容
1	問1	津波警報をいつ入手したか
2	附問1-1	津波警報の情報をどこから入手したか
3	附問1-2*	津波警報をうけ、津波が来ると思ったか
4	附問1-3*	津波警報をうけ、気にしたこと
5	問2	市町村から避難指示の情報を入手したか
6	附問2-1	避難指示の情報をどこから入手したか
7	問3	津波に備え避難したか
8	附問3-1	いつから避難を開始したか
9	附問3-2	どこから避難を始めたか
10	附問3-3	どのような手段で避難したか
11	附問3-3-1	なぜ自動車で避難したか
12	附問3-3-2	避難先で車中に居続けたか
13	附問3-4	避難先までかかった時間
14	附問3-5	避難の際に渋滞は発生したか
15	附問3-6	避難にあたって持ち出したもの
16	附問3-7	最初はどこに避難したか
17	附問3-8	避難場所でいつから、いつまで避難をしたか
18	附問3-9	避難した理由は何か
19	附問3-10	津波警報発表中に避難した先から別の場所に避難したか
20	附問3-10-1	別の場所に避難した理由
21	附問3-11	避難を終えて自宅等に戻った理由
22	附問3-12*	避難して、困ったこと
23	附問3-13	なぜ避難しなかったのか
24	問4*	今回の津波警報に関する意識
25	問5*	津波の予想高さについてどう思ったか
26	問6*	自分の市町村での津波の観測についてどう思ったか
27	問7	地震が発生するまでにどのような津波対策をしていたか
28	問8	北海道・三陸沖後発地震注意情報と南海トラフ地震臨時情報を見聞きしたことがあるか
29	附問8-1	北海道・三陸沖後発地震注意情報に伴う防災対応の内容を知っていたか
30	問9*	北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表についてどう受け止めたか
31	問10	北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表を受けて取った対応

※「*」を付した設問番号については、意識等に関する事項を指す。